

連載 著作権と情報システム

第 64 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案(27)

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案(27)

「レーヒ・スミス米国特許法」におけるグレースピリオド制と先使用の拡大【12】

(e) (5) 大学などの高等教育機関が発明した技術の商用化を促進するための技術移転機関が所有する特許について、商業的に使用する者は商業的先使用を抗弁として主張することができない。米国特許法は先使用の抗弁を広く認めたが、開発した技術の商業使用を推し進めようとする大学に配慮して大学が事前に研究発表した技術を、産業界が実施しても、善意の第三者としてその技術を先使用とは認めないということである。これまでのように大学が単なる研究機関ではなく、技術開発機関としての役割を担うため、それを保護するために、先使用の抗弁を認めないことになった。

このように米国特許法はグレースピリオド制導入と先使用を広く認めるようになったが、先使用の抗弁を認めない項目も規定することとなった。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, ディーヴィッド・I. ウアイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年